

番号	対象事業者	分類	質問	回答
1	発電・小売共通	事業者登録	非化石証書トラッキング実証実験に参加する際に必要な費用を教えてください。	今回の実証実験では、トラッキングされた属性情報を取得するための費用はかかりませんが、小売事業者の場合は、非化石証書を購入いただくための費用が必要であり、JEPXの会員である必要があります。 発電事業者の場合は、費用はかかりません。
2	発電・小売共通	事業者登録	トラッキングされる属性情報は、FIT発電分のみが対象ですか。	今回の実証実験では、FIT発電分のみが対象です。
3	小売事業者	事業者登録	バランシンググループ（BG）代表者からの電源調達を行っており、JEPX会員ではない場合、本実証実験に小売事業者として参加することは可能でしょうか。	小売事業者として実証実験に参加いただくためには、JEPX会員になっていただく必要があります。非化石証書取引のみを目的として参加される場合の要件としては、小売電気事業者であること、債務超過でないことに加え、入会金108,000円、年会費480,000円、信託金1,000,000円（退会時返金）の支払いが必要となります。詳しくはJEPX主催の非化石価値取引市場に関する説明会資料（2018年4月24日開催）をご覧ください。
4	発電・小売共通	事業者登録	小売事業者として参加する場合、あらかじめ発電事業者と合意することで、発電事業者の参加登録を代理で行うことはできるのでしょうか。	代理登録を行うことも可能です。その場合、事務局に委任状を提出していただきます。なお、委任状の様式については特に定めておりませんが、実証実験のWebページまたは事業者専用マイページ上から委任状のサンプルフォーマットをダウンロードすることもできますので、必要に応じてご利用下さい。 また、個人情報利用に関する同意書に関しては、発電事業者ご自身にご記入いただいた上で、本人または代理人経由で提出していただく必要があります。
5	発電事業者	事業者登録	一般家庭の屋根に設置された太陽光発電設備であっても、非化石証書トラッキング実証実験へ参加できますか。	今回の実証実験の対象となる発電期間の範囲で発電実績があり、FIT売電された設備であれば参加することはできます。（発電ライセンスの有無は関係ございません。）
6	発電・小売共通	事業者登録	PPAで参加する場合、どのような参加手続きをすればよいでしょうか。	PPAを締結している発電事業者と小売事業者の双方で参加登録が必要です。 PPAには2種類あり、送配電買取分のうち再エネ特定卸供給契約が締結されているケースとFIT法改正以前の小売買取分が含まれます。 再エネ特定卸供給契約の場合は、契約締結状況を確認するため必要書類の提出が必要ですが、小売買取の場合は事務局にて買取者を確認可能であるため、書類の提出は必要ありません。
7	小売事業者	事業者登録	PPAで参加する場合、PPA分の発電設備の情報は事務局から通知されるでしょうか。	PPA分に関しては事業者において設備情報を把握しているため、事務局から個別の通知はいたしません。
8	小売事業者	事業者登録	PPAで参加する場合、FIT発電量（kWh）の全量ではなく、一部を割当希望量として申請することはできるのでしょうか。	一部だけを割当希望量として申請することは問題ありません。 割当が確定した場合は、その量と同量以上を実際に非化石証書オークションで購入していただく必要があります。
9	小売事業者	事業者登録	今回の対象となる発電期間以降に再エネ特定卸供給契約（PPA）を締結した場合でも、契約を締結した小売事業者は属性情報の割当を主張できますか。	今回の実証実験では、対象となる発電期間の間に発電されたFIT電気に付随する属性情報をトラッキングの対象とするため、対象となる発電期間以外の期間を対象とした再エネ特定卸供給契約（PPA）をもって当該FIT電気に付随する属性情報の割当を主張することはできません。

番号	対象事業者	分類	質問	回答
10	発電事業者	事業者登録	発電事業者と小売事業者でPPAがあっても、任意で他の小売事業者に属性情報の割当をすることはできるのでしょうか。	今回の実証実験では、属性情報の帰属関係に関して混乱が生じることを防ぐため、小売買取を含みPPAが締結されている設備については、契約先小売事業者以外に属性情報を割り当てないこととしております。従って、契約先小売事業者の参加がない場合、その設備を所有する発電事業者は本実証実験への参加はできません。
11	発電事業者	事業者登録	FIT法改正前の設備建設時点では、特定の小売事業者による小売買取しか選択肢がなかったのですが、契約先小売事業者以外に属性情報を割り当てたい要望が出てきたときには、対応することはできるのでしょうか。	送配電買取に切り替えれば自由に属性情報の割当が可能となります。今回の実証実験では、小売買取のまま、契約先小売事業者以外に属性情報を割り当てることはできません。
12	小売事業者	事業者登録	小売買取において複数の小売事業者が買取する部分買取の場合、小売事業者が属性情報を取得できるのは部分買取した量まででしょうか。	そのとおりです。
13	発電・小売共通	事業者登録	個別合意で参加する場合、どのような参加手続きをすればよいでしょうか。	個別合意を行う発電事業者と小売事業者の双方で参加登録が必要です。発電・小売事業者間で属性情報の帰属について合意がなされたのち、合意内容を双方申請していただきます。
14	小売事業者	事業者登録	小売事業者が属性情報の紐づけを行いたい特定の発電事業者がある場合、手続きはどうすればよいでしょうか。	小売事業者から発電事業者に相談の上、当事者間で個別に合意していただくようお願いいたします。
15	小売事業者	事業者登録	個別合意で参加する場合、FIT発電量 (kWh) の全量ではなく、一部を割当希望量として申請することはできるのでしょうか。	発電事業者と小売事業者が合意した量であれば、一部だけを割当希望量として申請することは問題ありません。割当が確定した場合は、その量と同量以上を実際に非化石証書オークションで購入していただく必要があります。
16	発電・小売共通	事業者登録	個別合意の場合、発電事業者、小売事業者の双方から参加登録する必要があるのでしょうか。	発電事業者、小売事業者の双方から参加登録していただきます。個別合意にあたっては発電・小売間で双方から登録された情報が整合していることを事務局が確認できれば十分なため、正式な契約書の締結手続き等は必要ありません。
17	小売事業者	事業者登録	小売事業者が発電事業者に対価を支払って個別合意することは、当事者間で合意があれば問題ないでしょうか。	小売事業者から発電事業者に対して追加的に費用が発生することは想定しておりませんが、各事業者間での合意があれば問題ありません。
18	発電・小売共通	事業者登録	個別合意に向けて事務局からサポートはあるのでしょうか。	事務局からは特に個別合意の合意形成に向けた仲介等はいたしません。
19	発電・小売共通	事業者登録	PPA、個別合意、先着順のうち、複数同時に選択して参加することはできるのでしょうか。	複数同時に参加することができます。
20	発電・小売共通	事業者登録	PPAや個別合意がない場合でも参加できますか。	発電事業者、小売事業者ともに参加できます。発電事業者から公開許諾を取った上で、取得可能な属性情報の一覧に参加されている小売事業者へ公開します。小売事業者は、公開された一覧から希望の属性情報の割当を事務局に申請していただきます。
21	小売事業者	事業者登録	小売事業者の参加登録について、割当希望量の入力はどうにすればよいのでしょうか。	説明資料p.16に記載してある通り、事業者登録時または事業者専用マイページ内で行っていただきます。変更がある場合も、説明資料p.13に記載されている割当量確定のタイミングまでに事業者専用マイページ内で変更申請をお願いします。
22	発電・小売共通	事業者登録	次回以降も参加登録が必要でしょうか。	小売事業者は毎回割当希望量を登録する必要があるため、次回も事業者登録は必要となります。発電事業者で、先着順で対象設備登録を継続してもよい場合は、次回の参加登録については省略することも可能です。

番号	対象事業者	分類	質問	回答
23	発電事業者	対象設備登録	説明資料p.15、個別合意で余剰の場合は「先着順割当の対象に含めてよいかは選択可能」とありますが、先着割当対象に含めることを選択しなければ、割り当てられることはないのでしょうか。	そのとおりです。先着順で割り当てられることはありません。
24	発電事業者	対象設備登録	説明資料p.16、「九州エリアまたは東京エリア」のみ受電地点特定番号が必要とありますが、どのような背景があるのでしょうか。	送配電買取設備のうち、個別合意または先着順区分で登録をしているが、実際には再エネ特定卸供給契約が結ばれていたケースがないか、事務局側で確認するために取得いたします。なお、九州・東京以外のエリアは設備IDだけで把握可能なため、受電地点特定番号の入力は省略することが可能です。
25	発電事業者	対象設備登録	説明資料p.14、個人情報利用の目的として、実証実験参加者への属性情報一覧表での開示とありますが、PPAの場合も開示されるのでしょうか。	PPAの場合、契約相手先以外には属性情報一覧は開示されません。
26	発電事業者	対象設備登録	激変緩和対象のFIT発電所もトラッキング非化石証書に該当可能でしょうか。	激変緩和対象のFIT発電所は、「FIT法改正以前からの小売買取」のケースに該当しますので、「PPAあり」の参加区分で登録いただくことで、激変緩和対象のFIT発電所の属性情報をトラッキング付非化石証書に反映することが可能です。
27	発電事業者	対象設備登録	対象設備登録時に小売買取か送配電買取であるかを確認する方法はないのでしょうか。	各発電事業者において直接、買取事業者への確認が必要となります。参加登録のあった設備については、事務局において買取先の確認をしますが、参加登録以前に個別の設備について買取先の確認はしませんので、ご了承いただきたいと考えております。
28	発電事業者	割当結果受領	先着順での属性情報割当において、発電事業者は割当結果を確認できるのでしょうか。	発電事業者にも割当結果の通知を行います。 なお、発電事業者に通知する情報は、小売事業者名までとし、小売事業者が契約する需要家に関する情報など追加的な参考情報は含まれないものとします。
29	小売事業者	参考情報追記申請	説明資料p.26に記載のある参考情報の追記（正式メニュー名、通称メニュー名、購入予定需要家）について、発電事業者に需要家の情報は伝わるのでしょうか。	事務局からは小売事業者にのみに通知し、発電事業者には通知いたしません。
30	小売事業者	参考情報追記申請	説明資料p.27のトラッキング付非化石証書のイメージには、p.6で公開許諾の対象となる項目や、p.26で希望に応じて記載される項目についての記載がありますが、その項目は選択に応じて記載されない場合があるのでしょうか。	説明資料p.26の小売事業者の希望に応じて記載される項目については任意での申請となり、申請があれば記載いたしますが、申請がない場合は記載されません。p.6の公開許諾の対象となる項目（認定日／運転開始日または予定日／電力量（kWh））については全て記載されます。
31	小売事業者	参考情報追記申請	説明資料p.27、トラッキング付非化石証書について、1発電設備に対して、購入予定の需要家が複数いた場合に、購入量の内訳を分けて記載することは可能でしょうか。	トラッキング付非化石証書を任意で複数枚に分ける対応とさせていただきます。本実証実験においては、トラッキング付非化石証書を使用する予定のメニュー名（排出係数申請時に使用する名称、営業活動に使用する通称）とメニューを販売予定の需要家を任意で追記することが可能です。 その際、1発電設備のトラッキング付非化石証書について使用するメニューやメニューを購入する需要家が複数存在する場合、その内訳を事務局にお知らせいただければ、内訳に従って複数枚に分割して発行いたします。
32	小売事業者	非化石証書の購入	説明資料p.25、割り当てられた属性情報の総量以上を落札することが求められていますが、将来的に非化石証書オークションで落札できなかった場合はどうなりますか。	現時点では、特にペナルティの対象とすることは想定しておりません。

番号	対象事業者	分類	質問	回答
33	小売事業者	非化石証書の購入	属性情報を取得するにあたっては非化石証書の購入が必要ということですが、仮に購入しなかった場合にペナルティは発生するのでしょうか。	今回の実証実験ではペナルティは発生しませんが、将来的にはペナルティを検討する可能性はあります。 説明資料p.25に記載のとおり、属性情報の割当を行った上で理由なく非化石証書を必要量購入しない場合は、当該事業者名を公表することがあります。
34	小売事業者	非化石証書の購入	トラッキング付非化石証書の繰り越しは可能でしょうか。今回割り当てられずに残った属性情報を次回申請し、トラッキング付非化石証書として取得することは可能でしょうか。	非化石証書の売れ残り分は、年度内であれば次回のオークションに繰り越されます。 属性情報については、今年度の実証実験においては、対象期間が決まっており、次回に繰り越すことはできません。
35	小売事業者	非化石証書の購入	現在の販売電力分に過去の発電分に対応する非化石証書を使用できるということでしょうか。 例えば、2019年10月～12月に100MWhの電気を需要家に販売した場合、2019年11月のオークションにて2019年4月～6月発電分の非化石証書100MWhを購入し費用化することで、環境表示価値の訴求が可能ということでしょうか。	ご理解のとおりです。非化石証書は、ある三か月間に発電された電力量を認定→証書化→オークションというプロセスを経るため、当該期間に供給する電力に使用する証書は、必ず過去に発電された電気に相当する証書となります。
36	小売事業者	非化石証書の購入	発電事業者と小売事業者が個別合意を締結した場合、入札価格においても両者が合意していれば、非化石市場においてはマルチプライスにより、合意した価格で約定できるのでしょうか。	トラッキングと非化石市場はリンクしていないため、合意した価格で約定することはできません。
37	小売事業者	非化石証書の購入	FIT電源の種類（太陽光、バイオマス等）によって、属性情報の価格に違いはありますか。	今回の実証実験では、トラッキングされた属性情報に価格はありませんので、再エネの種類による属性情報の価格差についても考慮しないこととしております。
38	小売事業者	非化石証書の購入	非化石証書トラッキング実証実験に参加した場合でも、非化石証書オークションへの入札を行わないことは可能でしょうか。	今回の実証実験では、属性情報の割当をした量については、同量以上を非化石証書オークションで購入いただけます。
39	小売事業者	非化石証書の購入	非化石証書の全量に属性情報が付与されるのでしょうか。それともトラッキング付証書とそうでない証書の2種類となるのでしょうか。	事前に属性情報の割当を行った後、非化石証書オークションで実際に非化石証書を購入することで、属性情報が付与されたトラッキング付非化石証書を追加的に取得することができます。
40	小売事業者	非化石証書の購入	非化石証書トラッキング実証実験を実施するにあたり、非化石価値取引市場での取引に何か変更がありますか。	非化石価値取引市場での取引に変更はありません。
41	小売事業者	非化石証書の購入	非化石証書トラッキング実証実験において、小売事業者はトラッキングされたFIT発電設備の売電量に相当する全ての非化石証書を購入する必要がありますか。	FIT売電量の全てを購入する必要はなく、トラッキングが必要な量のみの属性情報割当を求めることができます。ただし、属性情報の割当をした量については、同量以上を非化石証書オークションで購入いただけます。
42	小売事業者	非化石証書の購入	非化石証書トラッキング実証実験を実施するにあたり、非化石証書の最低購入量は決められていますか。	今回の実証実験では最低購入量を定めておりませんので、JEPXの取引規定にしたがって、1kWhから購入することが可能です。
43	小売事業者	非化石証書の購入	トラッキング付非化石証書を購入する場合の費用はどれくらいでしょうか。従来の非化石証書の入札価格（1.3円/kWh～4円/kWh）の幅が変わるのでしょうか。	従来の非化石証書オークションの仕組みは変わらないため、価格も変わりません。 今回の実証実験ではトラッキング情報付与のための事務手数料は必要ありませんが、将来的には事務手数料が発生する可能性はあります。
44	小売事業者	非化石証書の購入	トラッキング付非化石証書の需給バランスによって、価格は変わのでしょうか。	今回の実証実験では、属性情報の指定によって非化石証書の価格が変わることはなく、非化石価値取引市場で価格が決定されます。
45	小売事業者	非化石証書の購入	希望した量の全量が割り当てられず、一部のみしか割り当てられなかった場合、辞退することはできるのでしょうか。	割当希望量に満たなかった場合でも、割当が確定した場合は、その量と同量以上を実際に非化石証書オークションで購入していただく必要があります。

番号	対象事業者	分類	質問	回答
46	小売事業者	非化石証書の購入	JEPX上で同時にトラッキング付非化石証書を購入したいのですが、今後の実証実験の方針としてそのような方向にはならないのでしょうか。	JEPX上で発電設備ごとの商品を作ることになりますが、システム上での対応等も必要となるため、少なくとも今年度の実証期間中の対応は想定しておりません。
47	小売事業者	非化石証書の購入	非化石市場の2019年度途中から（2回目以降から）の入札の参加は可能でしょうか。	非化石市場の2019年度途中から（2回目以降から）の入札の参加は可能です。
48	小売事業者	その他	事業者向け説明資料のp.32に、会計・税務上の観点から、購入した非化石証書については、有効期限までの間、原則として四半期毎に販売電力量に合わせて使用（費用化）する、とありますが、具体的にどのような使用方法でしょうか。	「非化石証書を使用」とは、例えば、需要家と実質再エネ100%電気を供給する契約を締結していた場合、小売電気事業者が当該需要家に販売する電気の電力量に相当する非化石証書を活用して当該契約を履行することを意味します。
49	小売事業者	その他	需要家に電気+証書で販売する場合、需要家に販売した電気と同一四半期に購入した証書でないと、環境表示価値の訴求をすることはできないのでしょうか。それとも、販売した電気の以前の期間に購入した証書においても環境表示価値の訴求をすることは可能でしょうか。	説明資料p.32に記載の通り、非化石証書の有効期限内であれば購入月を含む四半期以降での使用についても、一度資産計上後、四半期毎で費用化頂くことで環境表示価値の訴求が可能です。
50	小売事業者	その他	PPAがある場合とない場合で、RE100の要件への適合に向けた考え方に違いはあるのでしょうか。	今回の実証実験においては、特に違いについては整理しておりません。
51	小売事業者	その他	トラッキング付非化石証書を購入することによって、産地価値や特定電源価値を訴求することができますか。	トラッキング付非化石証書の購入によって、産地価値や特定電源価値を訴求することはできません。産地価値や特定電源価値を訴求するためには、再エネ特定卸供給契約（PPA）が必要です。
52	小売事業者	その他	小売事業者がPPAを締結していない場合、発電所に紐付けされた非化石証書を購入したということを公表・公開できないのでしょうか。	トラッキング付非化石証書の営業活動における利用方法については、トラッキング付非化石証書の購入によって電源構成や販売電気の性質が変化すると需要家が誤認しないよう留意していただくことが基本となります。 (1)PPAが存在しない場合は、トラッキング付非化石証書の購入実績自体を公表することは問題ありませんが、産地価値や特定電源価値を訴求し販売電気の性質が変化したように解釈できる方法で営業活動を行うことは認められていません（例：「xx県産の太陽光電気を販売しています」といった記載は認められません）。 (2)PPAを締結している場合については、産地価値や特定電源価値が移転していると考えられるため、トラッキング付非化石証書の購入実績のみならず、産地価値や特定電源価値を訴求することも可能です（例：「xx県産の太陽光電気を販売しています」と記載しても問題ありません）。
53	小売事業者	その他	激変緩和対象の発電所は産地価値・特定電源価値の訴求は可能でしょうか。	激変緩和対象の発電所は「PPAあり」となるので、産地価値・特定電源価値の訴求は可能です。
54	小売事業者	その他	個別合意や先着順で属性情報の割当を行った場合、特定の発電所の電気からは調達していると表記することは可能でしょうか。	個別合意や先着順では、特定の発電所の電気から調達しているという特定電源価値や産地価値の表現はできません。
55	小売事業者	その他	トラッキング付非化石証書はRE100の要件を満たしていますか。	トラッキング付非化石証書は、RE100の要件に必要な属性情報を付与しますので、RE100の要件を満たしております。

番号	対象事業者	分類	質問	回答
56	小売事業者	その他	RE100の要件で認められるトラッキングスキームは国が指定するスキームのみでしょうか。	RE100事務局によると、非化石証書に関しては、本実証実験によって属性情報が付与されたトラッキング付非化石証書のみがRE100に適合するものと整理されています。 また、環境価値のトレーサビリティについて、経済産業省の立場からその他の取組を否定するものではありませんが、それぞれのRE100との適合性については、RE100事務局による判断に委ねられることとなります。
57	小売事業者	その他	トラッキング付非化石証書に有効期限はあるのでしょうか。	非化石証書のルールに準拠します。
58	小売事業者	その他	トラッキング付非化石証書は、電気と分離された価値として需要家に移転することはできるのでしょうか。	非化石証書は電気と分離した価値として独立して需要家に移転することは認められておらず、電気と一体で需要家に移転することのみが可能です。
59	小売事業者	その他	トラッキング付非化石証書がRE100に適合するかどうか、改めてRE100事務局に確認する必要がありますか。	既に確認済みであり、改めての確認は必要ありません。
60	小売事業者	その他	小売事業者がトラッキング付非化石証書を使ってPRする際、証書に対する第三者機関の認証は必要でしょうか。	トラッキング付非化石証書は国が認証しているので、第三者機関の認証は必要ありません。
61	小売事業者	その他	RE100への適合について。例えば、石炭火力の電気とトラッキングされた非化石証書を組み合わせても、RE100への適合については問題ないでしょうか。	RE100事務局の判断によります。
62	小売事業者	その他	当社が電源として購入をしていないFIT電源をトラッキングすること自体に問題はございませんでしょうか。	公開されているFIT電源情報をトラッキングすることに問題はございません。
63	小売事業者	その他	需要家に年間を通してRE100の電気を供給するためには、当該供給期間に有効なトラッキング付非化石証書を取得し、需要家に販売する必要がありますか。その場合、「需要家への供給電力量≦トラッキング付非化石証書の量」となる必要があるのでしょうか。	非化石証書は電気と分離した価値として独立して需要家に移転することは認められておりませんので、小売事業者が電力供給期間において有効な非化石証書を取得した上で小売事業者がその非化石証書を償却することで、需要家に電気と一体で販売したことになります。 RE100の電気として供給する場合は、ご認識のとおり、「需要家への供給電力量≦トラッキング付非化石証書量」である必要があります。
64	発電・小売共通	その他	属性情報は30分コマ単位で紐づけされるのでしょうか。	今回の実証実験では非化石証書の取引単位に合わせるため、紐づけは3か月単位となります。
65	発電事業者	その他	今回の実証実験に発電事業者が参加するメリットは何でしょうか。	発電事業者が、今回の実証実験に参加することによって再エネ拡大に熱心な事業者として認知され、特定契約を結びやすくなる等の広告効果があると想定しております。また、同意をいただける場合、実証実験協力事業者として参加事業者名を経済産業省が主催する審議会の場や、経済産業省ホームページ、日本ユニシスホームページ等で積極的に周知していく予定です。
66	小売事業者	その他	「トラッキング付非化石証書 取引結果通知」を需要家へ開示することは問題ないか。	問題ありません。 ただし、名入れ申請は小売電気事業者の申請に基づいて行ったものであるため、事務局として小売電気事業者と需要家の個別の約束事を保証しているものではありません。

番号	対象事業者	分類	質問	回答
67	小売事業者	その他	再エネ特定卸供給契約（PPA）を締結している設備について、複数の小売事業者 に属性を割り当てることはできるか。	できません。実証実験では属性情報の帰属関係に関して混乱が生じることを防ぐため、PPA を締結している設備の属性を割り当てることのできるのは、PPA締結先の小売事業者1社のみ としています。 余剰分の電力がある場合であっても、他の小売事業者への割り当てはできません。 ただし、PPA締結先の小売事業者Aから、同一エリア内で直接電気を調達する小売事業者Bが 存在する場合は、小売事業者BにもPPAを締結している設備の属性を割り当てることのできま す。
68	発電事業者	その他	個別合意の場合は、1つの設備について、複数の小売事業者と個別合意を交わ し、属性情報を割り当てることはできるか。	個別合意の場合は、1つの設備について複数の小売事業者に属性情報を割り当てることのでき ます。 なお、複数の小売事業者に対する割当量の合計が、設備の発電量を超えないようにご留意く ださい。